

4 広 第 4 1 2 号
令和4年6月20日

福岡県情報公開審査会
会長 三浦 邦俊 様

福 岡 県 知 事



個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う情報公開制度における
対応について（諮問）

令和3年5月19日に公布された、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）により、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）が改正され、同法、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）を統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化することとされました。

個人情報保護制度が一元化されることに伴い、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号）に規定される情報公開制度についても所要の対応を講ずる必要が生じています。

つきましては、福岡県情報公開条例第24条第4項の規定に基づき、次の項目における対応の方向性について諮問します。

- 1 行政機関等匿名加工情報に係る非開示情報の追加について
- 2 審査会提出資料等の写しの交付に係る実費負担規定等の追加について

検討項目一覧表

検討項目	現条例	概要
<p>行政機関等匿名加工情報に係る非開示情報の追加 (改正法第60条第3項)</p>	<p>情報公開条例 第7条 第1項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政機関等匿名加工情報(以下「匿名加工情報」という。)とは、特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工し、当該個人情報を復元できないようにした情報のこと。 ・ 行政機関にあつては、積極的な情報の利活用を図ることを目的として、これを有償で民間事業者等に提供することが義務付けられている。 <p>【手続の流れ】 提案の募集→審査、結果通知→契約締結→匿名加工情報を作成→手数料の徴収→提案者に提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 匿名加工情報の取扱いに対する国民の信頼を確保し、個人情報保護を徹底するため、匿名加工情報に関連した非開示情報の追加を検討(情報公開法第5条第1項第1号―2に同様の規定あり)
<p>審査会提出資料の写しの交付に係る実費負担規定等の追加 (行政不服審査法第78条)</p>	<p>情報公開条例 第29条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法改正後の個人情報保護審議会には、行政不服審査法(以下「行服法」という。)の調査審議の手続に関する規定が適用されることとなる。 ・ 行服法78条は、審査請求人等に審議会に提出された資料等について、閲覧又は写しの交付を請求する権利を認めているところ、写しの交付に係る費用及びその費用の減免についても併せて規定されている。 ・ 情報公開条例には、閲覧等請求の規定は定められているもの、費用負担及び減免に係る規定は置かれておらず、個人情報の開示請求等に係る審査請求手続と整合を図るため、当該規定の追加を検討。

※その他の検討項目が生じた場合は、今回の諮問における検討事案として随時審議を行う。

情報公開制度改正 論点整理用個票

検討事項		行政機関等匿名加工情報に係る非開示情報について
関連 条文	改正法	第60条第3項
	条例	第7条第1項
概 要		<p>1 行政機関等匿名加工情報(以下「匿名加工情報」)の定義 特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工し、当該個人情報を復元できないようにした情報のこと。 ※ 匿名加工情報は個人情報にはあたらない。</p> <p>2 匿名加工情報制度について 行政機関等は、匿名加工情報の利用に関する提案募集のため、対象となる個人情報ファイル(※)の内容を公表し、事業者等から提案があった場合については、これを審査の上、匿名加工情報を提供することになる。 →官民を超えた積極的なデータの利活用を図ることを目的</p> <p>なお、匿名加工情報匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者は、その契約に基づき、条例で定める手数料を支払う必要がある。</p> <p>※個人情報ファイル…行政機関等が保有する個人情報の集合体であって、①電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの又は②特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの。1000人以上の個人情報ファイルが匿名加工情報の対象となる。</p> <p>3 国の情報公開条例改正イメージ 国の示す関係条例イメージでは、情報公開条例の改正を行う場合の条文イメージとして、匿名加工情報に関連した不開示情報の規定が示されている。 なお、個人情報保護委員会からは、「情報公開条例の改正については、今回の法改正により何らかの改正等を義務づけるといった</p>

	<p>ことはなく、各地方公共団体において適切にご判断いただきたい。」との見解が示されている。</p>
論 点	<p>行政機関等匿名加工情報に係る非開示情報を追加するか。</p>
検 討	<p>1 行政機関情報公開法の規定</p> <p>平成28年、国において行政機関非識別加工情報（現・行政機関等匿名加工情報）制度が開始されたことをきっかけとして、当該情報に関する次の①、②の不開示情報が追加されている。</p> <p>①匿名加工情報</p> <p>②①の作成に用いた保有個人情報から削除した記述又は個人識別符号</p> <p>2 匿名加工情報を非開示情報に追加する必要があるか。</p> <p>匿名加工情報は、改正法において提供の仕組みが設けられており他の手続により提供されることがないようにするため、又匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等若しくは個人識別符号を不開示情報としているのは、公にすると匿名加工情報の取扱いに対する国民の信頼を害するおそれがあるため、行政機関情報公開法に不開示情報として追加がなされているものである。</p> <p>地方公共団体において、匿名加工情報制度に係る規定が適用されることに鑑みて、国と同様の非開示情報を追加する必要があるものとする。</p>
方向性	<p>・情報公開法の規定、国が示す条文イメージと同様、匿名加工情報に関連する非開示情報を追加することが望ましい。</p>

情報公開制度改正 論点整理用個票

検討事項	審査会提出資料の写しの交付に係る実費負担規定等について																						
関連条文	改正法	第105条第3項、行政不服審査法第78条																					
	条例	第29条																					
概要	<p>1 個人情報保護審議会について</p> <p>現在、個人情報の開示請求に係る審査請求は、個人情報保護条例に基づき設置される個人情報保護審議会（以下「審議会」）へ諮問を行っている。</p> <p>改正法では行政不服審査法（以下「行服法」）第81条第1項又は2項の機関に諮問することとされており、個人情報保護審議会を同条第1項の機関として位置づけることで、引き続き同審議会に諮問を行う予定である。</p> <p>2 審議会の調査審議手続について</p> <p>個人情報保護審議会には、行服法第81条第3項の規定により、準用される調査審議の手続に関する規定が適用される所、情報公開審査会（以下「審査会」）の調査審議の手続と概ね同様であるが、一部、条例に規定がないものがある。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">審議会</th> <th style="width: 33%;">調査審議の手続</th> <th style="width: 33%;">審査会</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行服法第74条 ※1</td> <td>審議会（審査会）の調査権限</td> <td>条例第25条</td> </tr> <tr> <td>同法第75条</td> <td>意見の陳述</td> <td>条例第26条</td> </tr> <tr> <td>同法第76条</td> <td>主張書面等（意見書）の提出</td> <td>条例28条</td> </tr> <tr> <td>同法第77条</td> <td>委員による調査権限</td> <td>条例27条</td> </tr> <tr> <td>同法第78条</td> <td>提出資料の閲覧等</td> <td>条例29条 ※2</td> </tr> <tr> <td>同法第79条</td> <td>答申書の送付等</td> <td>条例31条</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 インカメラ文書、ヴォーン・インデックスについては規定なし（法施行条例で規定）</p> <p>※2 写しの交付に係る費用負担及び減免の規定なし</p>		審議会	調査審議の手続	審査会	行服法第74条 ※1	審議会（審査会）の調査権限	条例第25条	同法第75条	意見の陳述	条例第26条	同法第76条	主張書面等（意見書）の提出	条例28条	同法第77条	委員による調査権限	条例27条	同法第78条	提出資料の閲覧等	条例29条 ※2	同法第79条	答申書の送付等	条例31条
審議会	調査審議の手続	審査会																					
行服法第74条 ※1	審議会（審査会）の調査権限	条例第25条																					
同法第75条	意見の陳述	条例第26条																					
同法第76条	主張書面等（意見書）の提出	条例28条																					
同法第77条	委員による調査権限	条例27条																					
同法第78条	提出資料の閲覧等	条例29条 ※2																					
同法第79条	答申書の送付等	条例31条																					

論 点	審査会への提出資料の写しの交付に係る実費負担規定等の追加を行うか。						
検 討	<p>1 提出資料の閲覧等の規定</p> <p>(1) 審査会 条例第29条第1項において、審査請求人、参加人、諮問実施機関は、審査会に対し、提出された意見書若しくは資料の閲覧又は写しの交付を求めることができ、審査会は、原則としてこれを拒むことはできないとされている。</p> <p>(2) 審議会 行服法第81条第4項の規定により準用される、同法第78条第1項も、条例第29条第1項と同様の規定ぶりであるところ、同条第4項において、写しの交付に係る手数料を条例で定める旨、また、同条第5項において、手数料の減免の規定を条例で定める旨が規定されている。</p> <p>2 行政不服審査法提出書類複写等手数料条例の規定</p> <p>1(2)について、行政不服審査法提出書類複写等手数料条例が制定されており、手数料の額及び手数料の減免に関する事項が定められており、個人情報保護審議会についても同条例が適用されることとなる。</p> <table border="1" data-bbox="437 1234 1026 1384"> <thead> <tr> <th>交付する写し</th> <th>金額（用紙1枚につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単色刷り</td> <td>10円</td> </tr> <tr> <td>多色刷り</td> <td>30円</td> </tr> </tbody> </table>	交付する写し	金額（用紙1枚につき）	単色刷り	10円	多色刷り	30円
交付する写し	金額（用紙1枚につき）						
単色刷り	10円						
多色刷り	30円						
方向性	<p>情報公開審査会と個人情報保護審議会とで、調査審議の手續に相違がある場合、審査請求人に混乱を招くおそれがあり、両手續の整合を図るためにも、情報公開条例に、審査会への提出資料の写しの交付に係る負担額の規定並びに減免の規定を追加することが望ましい。</p> <p>また、写しの交付に係る費用については、審議会における額と同額が望ましい。</p>						

参 考 资 料

○個人情報データベースの構成

- ・匿名加工情報は、個人情報データベースから加工して作成される。
- ・個人情報データベースには、一般的に住所、氏名、生年月日等が含まれる。

【個人情報データベースイメージ】

①顧客属性データ												
契約者ID	氏名	性別	生年月日	電話番号	勤務先	年収	決済金融機関	住所				
								郵便番号	都道府県	市区町村	町名・丁目・番地	アパート・マンション・ビル
53012602	野村太郎	男性	1987年10月12日	03-222-5555	AA商事	450万円	みずほ	100-0005	東京都	千代田区	丸の内1-6-5	丸ノ内北ロビル
53597201	山田花子	女性	1990年9月23日	090-444-7777	BB保険	270万円	三井住友	116-0002	東京都	荒川区	荒川2-3-6	ハイツ荒川
81567824	佐藤一郎	男性	1968年8月19日	03-123-4567	C区役所	530万円	スルガ	111-1111	東京都	港区	六本木1-2-3	ビバリー六本木

②利用明細データ				
契約者ID	利用日	利用加盟店名	購入商品	支払い金額
53012602	2015年10月15日	丸の内店		12,000
53012602	2015年10月16日	荒川店		50,000
53012602	2015年10月17日	六本木店		250,000

○個人情報データベース構成項目の分類

- <識別子>単体で個人を特定する可能性のある情報
- <属性>データが積み重ねられることのない情報で、単体では個人を特定することができないものの、他の属性との組み合わせや外部の情報との照合によって、個人を特定する可能性のある情報
- <履歴>個人の行動履歴を蓄積することによりデータが積み重ねられる情報で、一般に単体では個人を特定することができないものの、他の属性との組み合わせや外部の情報との照合によって個人を特定する可能性のある情報

【個人情報データベースの分類イメージ】

①顧客属性データ												
契約者ID	氏名	性別	生年月日	電話番号	勤務先	年収	決済金融機関	住所				
								郵便番号	都道府県	市区町村	町名・丁目・番地	アパート・マンション・ビル
53012602	野村太郎	男性	1987年10月12日	03-222-5555	AA商事	450万円	みずほ	100-0005	東京都	千代田区	丸の内1-6-5	丸ノ内北ロビル
53597201	山田花子	女性	1990年9月23日	090-444-7777	BB保険	270万円	三井住友	116-0002	東京都	荒川区	荒川2-3-6	ハイツ荒川
81567824	佐藤一郎	男性	1968年8月19日	03-123-4567	C区役所	530万円	スルガ	111-1111	東京都	港区	六本木1-2-3	ビバリー六本木

②利用明細データ				
契約者ID	利用日	利用加盟店名	購入商品	支払い金額
53012602	2015年10月15日	丸の内店		12,000
53012602	2015年10月16日	荒川店		50,000
53012602	2015年10月17日	六本木店		250,000

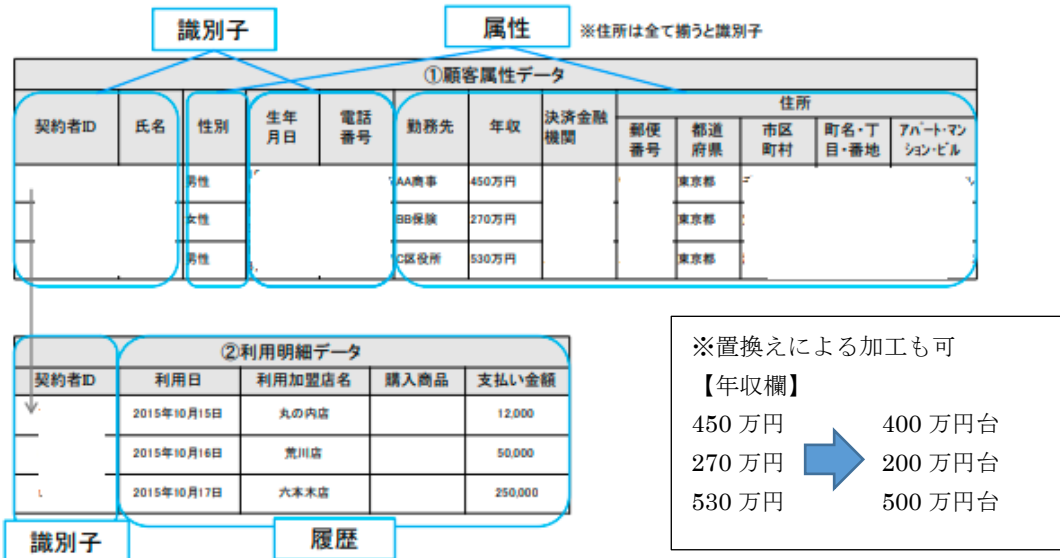
識別子

履歴

○匿名加工情報

- ・特定の個人を識別できないように加工した情報であって、当該個人情報を復元できないようにしたもの。

【匿名加工情報のイメージ】



- ・特定の個人を識別できる記述等を削除又は置換えにより、復元できないよう加工して作成。

〇〇市情報公開条例（改正例）

【匿名加工情報に関連した不開示情報の追加を行う場合】

（開示義務）

第〇条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

一 . . .

二 . . .

〇 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第三項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第四項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第一項に規定する保有個人情報から削除した同法第二条第一項第一号に規定する記述等若しくは同条第二項に規定する個人識別符号²⁰

【改正法第 60 条第 3 項第 2 号ロに定める意見書の提出の機会に関する条文を設ける場合】

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第〇条 開示請求に係る公文書に市、国、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）第二条第一項に規定する独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

²⁰ 既に非識別加工情報等を情報公開条例上の不開示情報としている場合にも、文言の改正が必要となります。

- 一 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第〇条第〇号〇及び・・・に規定する情報²¹に該当すると認められるとき。
- 二 第三者に関する情報が記録されている公文書を第〇条²²の規定により開示しようとするとき。
- 3 実施機関は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

【改正法第 60 条第 3 項第 2 号ロに定める意見書の提出の機会に関する条文を設けることに伴い、情報公開審査会への諮問義務の例外からの除外事項についての調整規定を設ける場合】

（審査会への諮問等）

第〇条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく〇〇市情報公開審査会に諮問しなければならない。

- 一 審査請求が不適法であり、却下する場合
- 二 裁決で、審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合（当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。）

【情報公開審査会への諮問義務の例外からの除外事項についての調整規定を設けることに伴い、諮問をした旨の通知義務についての調整規定を設ける場合】
（諮問をした旨の通知）

第〇条 第〇条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

²¹ 開示義務の適用除外から「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」等を除外している場合には、当該条項を追加します。

²² 不開示情報が記録されている公文書を公益上特に必要があると認めるときに開示することができる旨の規定等がある場合には、当該条項を追加します。

- 一 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- 二 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- 三 当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

○関係条文（抜粋）

【改正法】

（定義）

第六十条第三項 この章において「行政機関等匿名加工情報」とは、…個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部…を加工して得られる匿名加工情報をいう。

（審査会への諮問）

第百五条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等は、…情報公開・個人情報保護審査会…に諮問しなければならない。

2 略

3 前二項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人について準用する。この場合において、第一項中「情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）」とあるのは、「行政不服審査法第八十一条第一項又は第二項の機関」と読み替えるものとする。

【行政機関等情報公開法】

（行政文書の開示義務）

第五条一の二 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第三項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第四項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第一項に規定する保有個人情報から削除した同法第二条第一項第一号に規定する記述等若しくは同条第二項に規定する個人識別符号

【行政不服審査法】

（提出資料の閲覧等）

第七十八条 審査関係人は、審査会に対し、審査会に提出された主張書面若しくは資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該主張書面若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 略

- 3 略
- 4 第一項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。
- 5 審査会は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

第八十一条 地方公共団体に、執行機関の附属機関として、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関を置く。

- 2 略
- 3 前節第二款の規定は、前二項の機関について準用する。この場合において、第七十八条第四項及び第五項中「政令」とあるのは、「条例」と読み替えるものとする。
- 4 略

【福岡県行政不服審査法提出書類複写等手数料条例】

(手数料の額)

第三条 手数料を徴収する複写書面の種類及び区分並びに手数料の額は、別表に掲げるとおりとする。

(手数料の減免)

第四条 審理員又は福岡県行政不服審査会は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

別表(第三条関係)

複写書面の種類	区分	金額 (用紙一枚につき)
一 電磁的記録に記録された事項を記載した書面	一 用紙に出力したもの (単色刷り)	10円
	二 用紙に出力したもの (多色刷り)	30円
二 その他の複写書面	一 複写機により複写したもの (単色刷り)	10円
	二 複写機により複写したもの (多色刷り)	30円